

令和6年度 小学生『人権ポスター』募集要領

1 名称 令和6年度 小学生『人権ポスター』

2 主催 掛川人権擁護委員協議会

3 『人権ポスター』募集の趣旨

人権擁護機関では、一人一人に正しい人権意識が育つことを願って、さまざまな啓発活動を実施しています。本年度の啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～は、『**「誰か」のこと じゃない。**』です。人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、各種の人権啓発活動を展開したいと考えています。

この啓発の一環として、小学生を対象にした『人権ポスター』の募集を行います。『人権ポスター』の募集は、「こども達が日々の生活の中で、人権とは何かということや、自他の違いを認め、他を思いやる心の大切さ、いじめの根絶などについて考える場」とするもので、人権意識の向上につなげていきたいと考えています。

4 応募規定

(1) 『人権ポスター』応募の対象

静岡地方法務局 掛川支局管内3市（掛川市・御前崎市・菊川市）の小学校児童

(2) ポスターの内容

日常の家庭生活、学校生活等の中で見たり、聞いたり、考えたりしたもので、互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係を築いていくとする上記3の募集の趣旨に沿った作品

(3) 応募作品の規格・材料

- ① 規格……4つ切（約39センチ×54センチ）
- ② 材料……クレヨン、水彩絵の具など

(4) 応募方法など

- ① 各小学校においては、応募作品とともに、「人権ポスター応募者名簿」（別紙①）を添えて、提出する。（正確な氏名で記入してください。）
- ② 作品の裏面に、「学校名・学年・氏名」を明記する。
- ③ 提出先は、「各市役所の人権擁護事務担当」宛

(5) 応募期限

令和6年9月5日（木）

5 審査

掛川人権擁護委員協議会が、各小学校から応募のあった作品について審査を実施します。

人権イメージキャラクター

6 賞、入賞者の発表

(1) 賞の内容 — 「金賞」…6点、「銀賞」…6点
「参加賞」…応募者全員

(2) 入賞者の発表— 12月上旬、礼状とともに結果報告を行います。



人KEN まもる君

人KEN あゆみちゃん

7 作品の取り扱い

12月4日から12月10日までの『人権週間』の期間に、各市の役所等に展示する他、各市で行われる「人権ポスター展会場」に展示します。

優秀作品については、「こどもの人権カレンダー 2025」に掲載し、各学校・公共施設に配付します。また、「こどもの人権だより」（静岡県人権擁護委員連合会発行）、「静岡県人権教育の手引き」（静岡県教育委員会発行）、静岡地方法務局ホームページに掲載することもあります。（ホームページ掲載については、事前に承諾を取ります。）

なお、作品については、展示終了後、担当の委員を通して該当校に返却いたします。